

# 保育提供量の確保に向けた取組について

保育ニーズの高まりによる低年齢児を中心とする保育施設の利用申込者の急増に伴い、保育提供量に不足が生じていることから、保育提供量拡充に係る取組を緊急的に実施する方針を決定しました。

## 1 取組内容

### (1) 保育受入枠の拡充

原則として、既存施設による取組（ア、イ）を優先的に実施します。当該取組によっても、なお保育提供量の不足が見込まれる場合、新たな保育施設の整備（ウ）を進めるものとします。

令和7年度（2025年度）以降の取組については、第3期子ども・子育て支援事業計画に位置付けます。

#### ア 既存施設での受入枠拡大

認可基準（面積、保育士配置）を満たす限りにおいて、定員を超えた弾力的な受入を実施します。また、私立保育施設による定員増員を目的とした園舎等の増改築に対し、補助金を交付します。

#### イ 一時預かり事業・幼稚園型Ⅱの補助

令和7年度（2025年度）から、私立幼稚園による1・2歳児を対象とした預かり保育への補助を実施します。これに先立ち、本年度には開設準備に必要な経費を補助します。

また、私立幼稚園から認定こども園への移行を促進するため、引き続き情報提供や意見交換を実施します。

#### ウ 保育施設の整備

現在、上記によっても依然として保育提供量の不足が見込まれる区域があることから、新たな私立保育施設を早急に整備します。保育事業者は公募型プロポーザル方式による選定を予定しており、多くの施設整備が必要となるB区域については、事業者による競争性の担保及び保育人材確保の課題を考慮し、不足分を一度で措置せず、2か年にわたり計画的に進めます。なお、次年度については、実際の需給状況に応じて整備数を精査するものとします。

また、事業者による不動産確保の課題等により施設整備が困難と判断される場合は、市有財産の柔軟な活用等を検討します。

〈令和6年度保育事業者公募数〉

（単位：件）

種 別	開設時期	A区域	B区域	C区域	合 計
保育所	令和8年（2026年）4月	-	2	-	2
小規模保育事業所（A型）	令和7年（2025年）4月	1	6	-	7

## (2) 保育人材体制の強化

本市の課題である保育人材の確保については、現在、保育士・保育所支援センターでの求人あっせんによる就職支援をはじめ、保育士等に対する給付金制度・事業者に対する労働環境改善に伴う各種補助制度を設けるなどの対策を講じているところです。保育提供量拡充に当たり更なる人材配置が必要となることから、取組内容の拡充を検討します。

## 2 今後のスケジュール（予定）

		既存施設での受入枠 拡大 (弾力運用・増改築)	一時預かり事業・幼稚園型Ⅱの補助	保育施設の整備 (保育所・小規模保育事業所)
令和6年度	8月下旬～	施設との協議	施設との協議	保育事業者の公募(～11月)
	9月		補正予算案の提案(開設準備経費補助)	[小規模]補正予算案の提案(整備補助:令和7年度開設分)
	11月		改修等(～3月末) →補助金交付	[小規模]改修等(～3月末) →補助金交付
	2月	令和7年度当初予算案の提案(弾力運用に係る運営費、整備補助)	令和7年度当初予算案の提案(運営補助)	令和7年度当初予算案の提案(整備補助:令和8年度開設分)
令和7年度	4月	[弾力]受入枠拡大	事業実施	[小規模]開設
	5月頃	[増改築]増改築工事(～3月末) →補助金交付		[保育所]建設工事(～3月末) →補助金交付
	夏期			[小規模]保育事業者の公募(～秋期)
	秋期			[小規模]改修等(～3月末) →補助金交付
令和8年度	4月	[増改築]供用開始		開設

※保育人材体制の強化については、令和7年度からの実施に向けて検討します。